

《中央区地域スポーツクラブ大江戸月島 入会案内》

1. 年会費及びプログラム参加費

(1) 年会費

16歳以上 65歳未満：3,000円（うち保険料1,850円を含む）

16歳未満：1,500円（うち保険料800円を含む）

65歳以上：2,000円（うち保険料1,000円を含む）

家族での入会：加入家族数に応じ、上記年齢別の保険料及び年会費から保険料分を差し引いた金額の1/2（10円未満は切り捨て）の金額をお支払いください。

(2) プログラム参加費

プログラム参加費は別表の通りとします。

2. 参加にあたっての注意事項

(1) 会費の有効期間は入会日より当該年度の3月31日までとする。

(2) プログラムへ継続参加する場合、翌年度の年会費は3月20日までのお支払いください。

(3) プログラム参加費は、プログラム参加の都度、指導者へお支払いください。

(4) プログラムに参加する際は、必ず会員証を持参ください。

(5) 会員証は、本人のみ有効で、貸与、譲渡することはできません。

(6) プログラム参加中は、プログラム運営責任者及び指導者の指示に従ってください。

(7) 保険の加入に1週間かかるので、入会申し込み日から1週間は保険の適用ができませんのでご了承ください。

3. クラブ会員の要件

(1) クラブの目的に賛同する方

(2) クラブの定める諸規定を遵守する方

(3) 中央区在住又は在勤、在学の方

(4) 未成年者で保護者の許可が得られている方

(5) クラブが認めた者又は団体

4. クラブ会員の資格喪失

(1) 退会の届けを提出したとき。

(2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもこれに応じず納入しないとき。

(4) クラブより除名されたとき。

5. 個人会員の権利

(1) 希望するプログラムに参加できます。

(2) 会長の指名により委員または運営スタッフとしてクラブの運営活動に参加できます。

(3) 20歳以上の個人会員は、クラブの総会に出席して議決権を与えられます。

6. 退会について

会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができます。

退会后、再度クラブに入会する場合は、諸手続きと年会費、プログラム参加費など必要な費用は再度支払うものとします。

7. 除名について

(1) クラブの規約等に違反したとき。

(2) クラブの名誉を傷ける、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 他の会員及び指導者へ危害を加えるなど、一般常識から逸脱した行為があった場合。

(4) クラブの承認なしにクラブと関係のあるスタッフ及び会員への金融、物販、政治宗教活動などの営業行為をしたとき。

(5) クラブ運営に支障をきたすと会長が判断した場合。

8. 拠出金の返還について

既納の年会費、会費及びその他の拠出金品はいかなる場合も返還しない。これは退会の場合も同様とします。